

令和6年度高砂市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数	42,200戸
(2) 給水量	10,236,000m ³
(3) 1日平均給水量	28,043m ³
(4) 主要な建設改良事業	配水管布設替工事等 事業費 1,066,519千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 水道事業収益		1,778,316千円
第1項 営業収益		1,499,184千円
第2項 営業外収益		279,130千円
第3項 特別利益		2千円
	支	出
第1款 水道事業費用		1,374,788千円
第1項 営業費用		1,250,549千円
第2項 営業外費用		122,737千円
第3項 特別損失		502千円
第4項 予備費		1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額512,259千円は、過年度及び当年度分損益勘定留保資金等で補てんするものとする。）。

	収	入
第1款 資本的収入		967,726千円
第1項 企業債		719,400千円
第2項 固定資産売却代金		1千円
第3項 寄附金		22,560千円
第4項 負担金		185,765千円
第5項 補助金		40,000千円
	支	出
第1款 資本的支出		1,479,985千円
第1項 建設改良費		1,115,059千円
第2項 企業債償還金		363,926千円
第3項 予備費		1,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
公用自動車借上料	令和7年度から令和9年度まで	990千円
米田水源地浄水施設更新工事 (土木・建築・機械設備)	令和7年度から令和9年度まで	3,018,000千円
米田水源地浄水施設更新工事 (電気設備)	令和7年度から令和9年度まで	1,700,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、借入先、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	借入先	起債の方法	利 率	償還の方法
上水道事業 建設・改良 工 事	千円 719,400	国 銀行 その他	公債証券の発行又は普通貸借の方法により借り入れる。公債証券発行の場合における発行価格は、額面100円につき100円とする。ただし、財政又は工事の都合により、翌年度に繰越して起債することができる。	年5.00%以内とする。ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等について、利率の見直しが行われた場合においては、当該見直し後の利率とする。	40年以内（内据置5年以内）とする。毎年度元利均等又は元金均等の方法により償還する。なお、借入先の融資条件に変更があるときは、その融資条件に従う。ただし、財政の都合その他により繰上償還をなし、償還年限を短縮し、又は低利の地方債に借換えることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、400,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用
- (2) 営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- | | |
|---------------|------------|
| (1) 職 員 給 与 費 | 115,972 千円 |
| (2) 交 際 費 | 1 千円 |

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、1,535千円と定める。

令和6年2月26日提出

高砂市長 都 倉 達 殊

令和6年度高砂市工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 年間総送水量 20,987,500 m³
- (2) 1日平均送水量 57,500 m³

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入	
第1款	工業用水道事業収益			297,230千円
第1項	営業収益			297,186千円
第2項	営業外収益			42千円
第3項	特別利益			2千円
		支	出	
第1款	工業用水道事業費用			297,230千円
第1項	営業費用			278,320千円
第2項	営業外費用			18,407千円
第3項	特別損失			3千円
第4項	予備費			500千円

(一時借入金)

第4条 一時借入金の限度額は、30,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第5条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用
- (2) 営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 96,050千円

令和6年2月26日提出

高砂市長 都倉達殊

令和6年度高砂市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 接続戸数	35,200戸
(2) 年間総処理水量	9,310,000m ³
(3) 1日平均処理水量	25,507m ³
(4) 主要な建設改良事業	管渠・ポンプ場及び処理場整備事業 事業費 757,891千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収 入	
第1款 下水道事業収益		4,518,538千円
第1項 営業収益		2,231,468千円
第2項 営業外収益		2,287,068千円
第3項 特別利益		2千円
	支 出	
第1款 下水道事業費用		3,954,474千円
第1項 営業費用		3,571,515千円
第2項 営業外費用		378,957千円
第3項 特別損失		1,002千円
第4項 予備費		3,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 2,051,371千円は、過年度及び当年度分損益勘定留保資金等で補てんするものとする。）。

	収 入	
第1款 資本的収入		967,379千円
第1項 企業債		645,700千円
第2項 補助金		145,940千円
第3項 負担金		175,737千円
第4項 分担金		1千円
第5項 固定資産売却代金		1千円
	支 出	
第1款 資本的支出		3,018,750千円
第1項 建設改良費		794,367千円
第2項 企業債償還金		2,221,383千円
第3項 予備費		3,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
公用自動車借上料	令和7年度から令和9年度まで	917千円
天川ポンプ場非常用発電機設備工事	令和7年度	145,000千円
効率的な下水道基本計画策定業務委託	令和7年度	29,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、借入先、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	借入先	起債の方法	利 率	償還の方法
公共下水道業	千円 606,100	国 銀行 その他	公債証券の発行又は普通貸借の方法により借り入れる。 公債証券発行の場合における発行価格は、額面100円につき100円とする。 ただし、財政又は工事の都合により、翌年度に繰越して起債することができる。	年5.00%以内とする。 ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等について、利率の見直しが行われた場合においては、当該見直し後の利率とする。	40年以内（内据置5年以内）とする。 毎年度元利均等又は元金均等の方法により償還する。 なお、借入先の融資条件に変更があるときは、その融資条件に従う。 ただし、財政の都合その他により繰上償還をなし、償還年限を短縮し、又は低利の地方債に借換えることができる。
流域下水道業	39,600				
合 計	645,700				

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用
- (2) 営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職 員 給 与 費 251,098 千円

令和6年2月26日提出

高砂市長 都 倉 達 殊

令和6年度高砂市病院事業会計予算

(総 則)

第1条 令和6年度高砂市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数	199 床
(2) 年 間 患 者 数	
入 院	47,450 人
外 来	111,780 人
(3) 1 日 平 均 患 者 数	
入 院	130 人
外 来	460 人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 病 院 事 業 収 益	4,407,903 千円
第1項 医 業 収 益	3,987,871 千円
第2項 医 業 外 収 益	371,815 千円
第3項 訪 問 看 護 ス テ ー シ ョ ン 収 益	48,215 千円
第4項 特 別 利 益	2 千円
支 出	
第1款 病 院 事 業 費 用	5,157,198 千円
第1項 医 業 費 用	5,041,188 千円
第2項 医 業 外 費 用	67,384 千円
第3項 訪 問 看 護 ス テ ー シ ョ ン 費 用	48,024 千円
第4項 特 別 損 失	2 千円
第5項 予 備 費	600 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に對不足する額 71,619 千円は過年度分損益勘定留保資金で補てんするものとする。)

収 入	
第1款 資本的収入	655,800 千円
第1項 企業債	550,300 千円
第2項 固定資産売却代金	1 千円
第3項 一般会計負担金	105,498 千円
第4項 修学資金貸付金返還金	1 千円
支 出	
第1款 資本的支出	727,419 千円
第1項 建設改良費	581,300 千円
第2項 企業債償還金	50,740 千円
第3項 修学資金貸付金	8,640 千円
第4項 リース債務	86,439 千円
第5項 予備費	300 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
警 備 業 務 委 託 料	令和7年度から令和9年度まで	49,764 千円
寢 具 ・ リ ネ ン 交 換 及 び 院 内 洗 濯 業 務 委 託 料	令和7年度から令和9年度まで	66,260 千円
全 身 用 X 線 C T 診 断 装 置 保 守 業 務 委 託 料	令和6年度から令和12年度まで	50,820 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、借入先、起債の方法、利率及び償還の方法は次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	借入先	起債の方法	利率	償還の方法
病院事業施設改良・ 医療機器等購入	千円 550,300	国 銀行 その他	証書借 入又は 証券発 行	年5.00%以内と する。 ただし、利率 見直し方式で借 り入れる政府資 金等について、 利率の見直しが 行われた場合に おいては、当該 見直し後の利率 とする。	30年以内（内据置5年以内） に年賦又は半年賦元利均等又 は元金均等償還する。 ただし、財政その他の都合 により据置期間及び償還年限 を短縮し、若しくは繰上げ償 還又は低利に借換えすること ができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、700,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 医 業 費 用
- (2) 医 業 外 費 用
- (3) 訪問看護ステーション費用

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- | | |
|---------------|--------------|
| (1) 職 員 給 与 費 | 3,026,039 千円 |
| (2) 交 際 費 | 2,000 千円 |

(他会計からの補助金)

第10条 収益的支出及び資本的支出の補助のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、431,631千円である。

(たな卸資産の購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、656,399千円と定める。

令和6年2月26日提出

高砂市長 都倉 達殊